

ガーデニング
11月30日(土) 10:00～11:30
和泉ミゼン2階創作活動室
定員に若干の空きがありますので、ご相談ください。

泉北教育

NO.2156 2019.11.25
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

泉北教組の緊急要求書

「市議会決算特別委員会での指導担当課長答弁」に対する緊急要求書（前略）

さて、和泉市議会ホームページで、10月25日に開催された「決算特別委員会」の動画を確認したところ、委員の質問に対し大野指導担当課長が「小学校及び義務教育学校前期課程においては、今年度普通教室での空調設備の使用が可能となったことから、来年度から小学校及び義務教育学校前期課程においても（中学校等と）同様に、（8月の）最終週から授業を開始する方向で検討を行っている。」と答弁されています。

「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則」第2条(2)は、「休業日」について、「夏季休業日」は「7月21日から8月31日まで」と定め、また、同第3条は「校長は、学期又は休業日を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。」としています。現在中学校等で行われている8月授業は、これに基づき、各中学校（責任者は校長）が自主的に決定し、教育委員会が許可しているものです。

ところが、課長答弁が「規則」を改正して、全小中学校で8月に授業を行うことを意味しているのであれば、これは教職員の勤務労働条件の変更に直結するものですから、泉北教職員組合への説明がなされ、その内容によっては協議が必要と考えますので、以下の点を緊急に要望いたします。

記

1. 「指導担当課長答弁」の内容について、至急に、説明・協議の場を設けること。

以上



11月29日(金)に説明を受けます。

年間標準時数確保！



研修会で配布された資料 (パワーポイント画像)

これは、11月6日に開催された「令和元年度和泉市カリキュラム・マネジメント研修会」での「これから時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究事業」調査研究校からの報告です。結論は「カリ・マネにより、年間授業時数を確保できる

ので夏休み短縮の必要は無い」でした。（上図）
しかしながら、和泉市教育委員会は、教職員の意見を聞かずに「夏休み授業実施」を10月の市議会で答弁しています。（左資料）
泉北教組は、和泉市教委に対し、教職員の意見をよく聞いてから、決定するよう申し入れます。

和泉市主催研修会で調査研究校が発表「夏休みを減らす必要ありますか？」

9条改憲NO! 戦争法反対 一斉スタンディング行動



「戦争法に反対する阪南地域連絡会」の呼びかけで、11月10日(日)「9条改憲NO! 戦争法反対! 国道26号線一斉スタンディング行動」が行われ、泉北教組は高石市（上写真）と和泉市（左写真）の行動に参加しました。

2019「先生のがっこう」 「不登校・登校拒否からの回復と成長」



11月9日(土)山口妙子さん（おおさか教育相談所）を講師に開催しました。滋賀県から参加された方もあり、参加者からは「声のかけ方、子どもの安心できる場のつくり方の難しさを改めて感じました。子どもを信じる、自己決定を任せる、そして待つキーワードを大切にしていきたいと思います」等の感想が寄せられました。

子どもと学校を追い詰める「新学習指導要領」は抜本的見直し。「チャレンジテスト」は廃止。